

## 指宿広域市町村圏組合郵便入札実施要綱

(平成27年指宿広域市町村圏組合告示第3号)

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、業務委託、物品購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、郵便を利用して行う入札（以下「郵便入札」という。）における事務取扱いについて、法令、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、建設工事等に係る競争入札のうち、指名競争入札による入札とする。ただし、指宿広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が郵便入札によらないことが適当と認める入札については、この限りでない。

(指名の通知)

第3条 管理者は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、指宿広域市町村圏組合契約規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第25号）第2条において準用する指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）第29条の規定による通知において、郵便入札による入札として指定し、同条の規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書の送付方法
- (2) 入札書の送付先
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 開札の日時
- (5) 開札の場所
- (6) この告示の規定に違反して提出された入札書を無効とする旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便による入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札

参加者の負担とする。

(入札書の送付方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書を一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、第3条第2号の入札書の送付先に郵送しなければならない。この場合において、入札条件として積算内訳書の提出が定められているときは、当該書類を同封して郵送するものとする。

2 郵便入札の参加者は、前項の規定により入札書を郵送する場合は、当該入札書を封筒に入れて封かんし、封筒に開札日、件名及び商号又は名称並びに代表者名を記載し、入札書在中と朱書きしなければならない。

3 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

(入札の辞退)

第6条 入札の指名を受けた者は、入札を辞退することができるものとする。

2 入札を辞退する場合には、到達期限までに、入札辞退届(第1号様式)を直接持参し、又は入札書の郵送方法の例により郵送しなければならない。

3 入札書の到達期限までに入札書を提出しなかった者(前2項の規定により入札を辞退した者を除く。)は、入札を棄権したものとみなす。

(入札書の到達期限)

第7条 入札書の到達期限は、開札日の前日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日)の午後5時とする。

2 入札書は、前項の到達期限までに第3条第2号の規定による送付先に到達しなければならないものとし、到達期限を過ぎて到達した入札書は、受け付けないものとする。

(入札書の受領及び管理等)

第8条 入札書の受領は、指宿広域市町村圏組合文書取扱規程(平成25年指宿広域市町村圏組合訓令第5号)第12条の規定により事務局長が行うものとする。

2 受領した入札書は、開札日時まで事務局において厳重に保管するものとする。

3 受領した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札回数)

第9条 郵便入札の入札回数は、1回とする。

(入札書の開札)

第10条 入札執行者（指宿広域市町村圏組合事務決裁規程（平成25年指宿広域市町村圏組合訓令第3号）の規定により入札の執行を専決する権限を有する者をいう。以下同じ。）は、第8条第2項の規定により保管した封筒を開札の日時に入札場所において開封し、入札書の開札を行うものとする。この場合において、入札書が封かんされた封筒が未開封であることを、開札立会人の全てが確認するものとする。

(開札の立会い)

第11条 郵便入札の参加者は、開札の立会いを希望するときは、開札日の2日前までに開札立会申出書（第2号様式）により開札の立会いの申出をすることができる。

2 開札の立会者の数は、郵便入札の参加者1者につき1人とする。

3 郵便入札の参加者が開札に立ち会うことができない場合は、当該参加者の代理人が立ち会うことができる。この場合において、当該代理人は、開札立会委任状（第3号様式）を提出しなければならない。

4 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。

5 入札執行者は、郵便入札の参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

6 開札の立会人は、開札前に開札立会人名簿（第4号様式）に署名しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第12条 入札執行者は、落札となるべき価格と同一価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の無効)

第13条 指宿広域市町村圏組合契約規則第2条において準用する指宿市契約規則第16条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一の封筒に2枚以上の入札書を入れた入札
- (2) 指定された郵送方法以外の方法で郵送された入札
- (3) 指定された到達期限を過ぎて到達した入札
- (4) 封筒に記載された件名と入札書又は積算内訳書の件名が異なる入札
- (5) 封筒が封かんされていない入札
- (6) 代理人がした入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定された入札条件に違反してなされた入札

2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第14条 管理者は、郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書を参加者に返却するものとする。

(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年8月12日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

## 入札辞退届

年 月 日付け 第 号で下記についての指名を受け  
ましたが、都合により入札を辞退します。

記

1 件名

2 工事（業務）場所

3 開札日 年 月 日

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

第2号様式（第11条関係）

## 開札立会申出書

下記の入札執行に当たり、指宿広域市町村圏組合郵便入札実施要綱第11条の規定により、開札立会人として開札に立ち会うことを申し出ます。

なお、都合により代表者本人が立ち会うことができない場合は、代理人が開札当日に開札立会委任状を持参して立ち会います。

### 記

1 開札日時                      年        月        日                      時        分

2 開札場所

3 件名

4 工事（業務）場所

年        月        日

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

指宿広域市町村圏組合

管理者                      様

## 開札立会委任状

代理人（受任者）

住所

氏名

⑩

私は、上記の者を代理人と定め、下記の開札に係る一切の権限を委任します。

### 記

1 件名

2 開札日 年 月 日

3 工事（業務）場所

年 月 日

（委任者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

（注意事項） ※委任状の作成に当たっては、以下削除して差し支えありません。

1 委任者の印は、登録をしている印鑑を押印してください。

2 受任者の印は、認印で差し支えありません。

